

伊丹市立瑞穂小学校いじめ防止等のための基本方針

伊丹市立瑞穂小学校

1 いじめ防止等のための基本方針策定の経緯

(1) 本校の教育方針等

本校は学校教育目標を『「いのち」かがやく瑞穂の子』とし、努力目標に「一人の子どもをより多くの目で」を掲げ、「学び合い、感じ合い、育ち合う子ども」の育成をめざし学校・家庭・地域の連携のもと取り組みを進めている。

いじめ問題の克服は、生徒指導上の諸問題の解消を目指す取り組みの重要な目標であり、学校教育目標の実現に向けた取り組みの成果の一つと位置づけている。そのためには、すべての教職員や児童がいじめという行為やいじめの問題に取り組む基本姿勢について十分理解し、努力目標どおり児童を多くの目できめ細かく見守る体制づくりや教職員の資質向上を進める一方、家庭・地域の連携をより密にしていく必要がある。さらに、その実施状況を学校評価の重点項目に位置づけ、継続した取り組みとする。

(2) いじめ防止等のための基本方針策定の理由

本校の教育方針等の実現のため、全ての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

(3) 法的根拠

伊丹市立瑞穂小学校基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第3条の基本理念を踏まえるとともに、第13条の規定に基づき、いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）を参酌して策定する。

2 基本的な方向

(1) 本校教育への生徒指導の位置づけ

本校では、数年来学校経営方針の柱の一つに「豊かな人間性の醸成」をあげ、道徳教育や人権教育の充実を図り、人間尊重の精神を基盤に思いやりのある豊かな心を育てること。また、絶えず子ども理解に努め、問題行動やいじめ等の予防・早期発見に努めるとともに、教職員が連携して早期対応を図り、家庭・地域・中学校・関係機関との連携のもと継続的な指導に努めることを実践事項とし取り組みを進めている。

生徒指導に関しては、そのねらいを「子どもたちが心豊かにたくましく育とうとするのを援助する」とし、以下6点の基本姿勢で取り組んでいる。

- ① 基本的な生活習慣や規律を身につけさせることを大切にする。
- ② 全職員が共通理解のもと一致協力して指導に当たる。
- ③ 問題行動が発生した場合、教職員一人の問題として抱え込まず、学年・学校全体の問題としてとらえその解決に当たる。
- ④ 6年間で助け合い、支え合い、磨きあえる子ども集団を育てるために、各学年・学級の取り組みを明らかにする。
- ⑤ PTAや地域とのつながりを大切にする。
- ⑥ 東中学校との連携を強化する。

いじめの問題については、全校児童を対象としたアンケート調査を実施するようになってから様々な態様の案件が認知できるようになり、適切な対応のもとほとんどが解消にいたっている。しかし、アンケート実施時期の合間に発生したり保護者からの相談で初めてわかったりなどアンケー

トを実施するまで認知できない場合もある。「いじめはどの子にも、いつでも起こり得る」という認識のもと以下の指導体制を構築し未然防止、早期発見に努め、早期対応により解消を図っていく。

① 生徒指導の考え方

生徒指導は、一人一人の児童の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動である。

本校においては、生徒指導により、すべての児童の個々の人格のよりよい発達を促すとともに、学校生活がすべての児童にとって有意義で興味深く、充実したものとなることを目指している。

また、生徒指導は学校の教育目標を達成する上で、重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで本校教育において重要な意義を持つものであると考える。

加えて、生徒指導が、教育課程の内外において児童の人格の健全な成長を促し、自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、より充実したものにしていく必要がある。

本来、生徒指導は児童と教職員の信頼関係の上に成り立つものである。そのため、教職員が共通理解を図り、有効に機能する校内組織を背景として、児童に対して愛情を持ち、配慮を要する児童等を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開し、日々研鑽を怠らないことが重要である。

特に、生徒指導上の諸問題等の未然防止が最重要であると捉え、教職員の資質向上、児童のきめ細かな実態把握に計画的に取り組む。

② 生徒指導の教育課程上の位置づけ

生徒指導は、教育課程における特定の教科等だけで行われるものではなく、教育課程のすべての領域で機能されるべきものである。そして、休み時間や放課後に行われる個別的な指導、補充的な学習指導、随時の教育相談など教育課程外の教育活動においても機能するものである。

本校においては、各教科の学習、道徳、特別活動等の場で、「しっかりルール・しっかり勉強・しっかり表現・しっかりあいさつ」を合い言葉に、学力・言語力の向上、ルールやマナーの尊重、責任ある行動の育成を目指す。

(2) 生徒指導の体制

生徒指導が組織的に機能することが重要であることから、生徒指導委員会を原則として月1回定期的に開催（必要に応じ臨時招集）する。

生徒指導委員会の構成員は、校長、教頭、生徒指導担当者、各学年生徒指導担当者、養護教諭とし、その他必要に応じて校長が指名する。

また、協議事項は、生徒指導目標に基づく生徒指導計画の企画立案、その進捗状況、児童の実態把握に基づく情報交換及びそれに基づく対処方針及び具体的な取組計画等である。

生徒指導委員会の協議結果等は、必要に応じて職員会議や学年会議等において周知し、全教職員で共通理解を図るほか組織的な取組に展開する。

(3) 学校、家庭、地域の連携

本校はかねてより、家庭・地域との連携推進を学校教育目標にあげている。児童がPTAや地区社会協議会主催の行事や文化活動等に参加することで社会性を身につけたり、自分の役割を果たしたりすることで自己有用感や自己肯定感を高めることができる。今後も、情報の共有化を図り連携した取組を積極的に展開していく。

(4) 児童会等による主体的な活動

児童会活動は、児童がその集団の一員として積極的に役割を分担し合ったり協力し合ったりすることが期待でき、生徒指導の充実に大きな役割を果たす。

そこで、本校では児童会活動のねらいを「学校生活をより楽しく、より豊かにするために、自分たちで工夫しながら実行していく自治能力を磨く」とし、努力目標として「児童が自分たちで学校運営をしていこうと様々な提案をし、行動できるようにする」をあげている。その目標達成に向け、児童の創意工夫を生かす指導計画の作成や実践活動の場と機会の確保などを工夫し、生徒指導との関係を踏まえた運営を行っていく。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめが教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識する。そして、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知して、いじめを見逃さず早期発見できるようにするためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめと疑われる情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合又は重大事態が疑われる場合は、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、市教育委員会の助言等を踏まえて、学校が主体となって、いじめ問題対策委員会で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市教育委員会の附属機関に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の留意事項

誰からも信頼され開かれた学校づくりをめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、家庭・地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針について、学校のホームページなどあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ問題対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直していく。それに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。